

■自己負担限度額および食事標準負担額■【令和8年7月まで】

<70歳未満の方、または70歳以上75歳未満の方を含む国保世帯全体>

区分	所得要件※1	限度額(3 回目まで)	4 回目以降※2	食事標準負担額(1 食)
ア	旧ただし書所得※3 901 万円超 または 住民税未申告者がいる世帯	252,600 円＋ 医療費 842,000 円を超えた 1%	140,100 円	550 円
イ	旧ただし書所得 600 万円超～901 万円以下	167,400 円＋ 医療費 558,000 円を超えた 1%	93,000 円	
ウ	旧ただし書所得 210 万円超～600 万円以下	80,100 円＋ 医療費 267,000 円を超えた 1%	44,400 円	
エ	旧ただし書所得 210 万円以下	57,600 円		
オ	住民税非課税世帯※4	35,400 円	24,600 円	270 円(入院 90 日まで) 220 円(入院 91 日から)

※1 1月～7月の自己負担限度額: 前年1月1日現在の住民税課税所得に基づき決定
8月～12月の自己負担限度額: 当年1月1日現在の住民税課税所得に基づき決定

※2 過去12か月間に4回以上高額療養費に該当した場合の、4回目以降の自己負担限度額

※3 旧ただし書所得: 総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡金額等の合計額から基礎控除額43万円を控除した額(雑損失の繰越控除額は控除しません)

※4 住民税非課税世帯とは、世帯主及び同一世帯の国保加入者全員が非課税の世帯

■自己負担限度額および食事標準負担額■【令和8年7月まで】

<前期高齢者70歳以上75歳未満の方>

区分	所得要件※1	限度額(3 回目まで)		4 回目以降※2	食事標準負担額(1 食)
		外来+入院(世帯単位)			
現役並 所得Ⅲ	課税所得 690 万円以上	252,600 円+ 医療費 842,000 円を超えた 1%		140,100 円	550 円
現役並 所得Ⅱ	課税所得 380 万円以上	167,400 円+ 医療費 558,000 円を超えた 1%		93,000 円	
現役並 所得Ⅰ	課税所得 145 万円以上	80,100 円+ 医療費 267,000 円を超えた 1%		44,400 円	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)		
一般	課税所得 145 万円未満	18,000 円 (年間限度額 144,000 円※3)	57,600 円	44,400 円	550 円
低所得 Ⅱ	住民税	8,000 円	24,600 円		270 円(入院 90 日まで) 220 円(入院 91 日から)
低所得 Ⅰ	非課税世帯		15,000 円		

※1 1月～7月の自己負担限度額:前年1月1日現在の住民税課税所得に基づき決定

8月～12月の自己負担限度額:当年1月1日現在の住民税課税所得に基づき決定

※2 過去12か月間に4回以上高額療養費に該当した場合の、4回目以降の自己負担限度額

※3 年間限度額とは一年間(8月から翌年7月)の合計の一部負担金(高額療養費の支給を受けた月は、8,000円又は18,000円まで)の限度額です(上限を超えた分は後から支給されます)

●現役並み所得者とは・・・

同一世帯に、課税所得が145万円以上で、かつ後期高齢者医療制度に該当しない70歳以上75歳未満の方がいる方です。ただし、後期高齢者医療制度に該当しない70歳以上75歳未満の方の収入の合計が、次の金額であると申請したときは負担区分が一般となります

⇒単独世帯の場合、383万円未満の方

⇒二人以上の世帯の場合、520万円未満の方

●住民税非課税世帯とは・・・世帯主及び同一世帯の国保加入者全員が非課税の世帯

●低所得者Ⅱとは・・・世帯主及び同一世帯の国保加入者全員が住民税非課税の方

●低所得者Ⅰとは・・・

世帯主及び同一世帯の国保加入者全員が住民税非課税で、かつその世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を82.65万円として計算)を差し引いたときに0円となる方

【問合せ先】

足立区 国民健康保険課 給付担当

TEL 3880-5241(直通)